

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	苫小牧市 生活保護関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、生活保護関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

苫小牧市長

## 公表日

平成31年1月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関連事務
②事務の概要	<p>生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度である。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関すること</li> <li>・生活保護の申請に係る事実についての審査に関すること</li> <li>・職権による生活保護の開始若しくは変更に関すること</li> <li>・生活保護の停止若しくは廃止に関すること</li> <li>・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関すること</li> <li>・保護に要する費用の返還に関すること</li> <li>・徴収金の徴収に関すること</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーについて&gt;            情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>
③システムの名称	(1)生活保護システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム (5)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法 第9条第1項 別表第1(項番15)</li> <li>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</li> <li>○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番1)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt;            ○番号法第19条第7号 別表第2            項番26            ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令            第19条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;            ○番号法第19条第7号 別表第2            項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120            ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令            第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活支援室
②所属長の役職名	福祉部生活支援室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部生活支援室総務課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6397 メールアドレス:seikatusien-soumu@city.tomakomai.hokkaido.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部生活支援室総務課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6397 メールアドレス:seikatusien-soumu@city.tomakomai.hokkaido.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度である。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関すること</li> <li>・生活保護の申請に係る事実についての審査に関すること</li> <li>・職権による生活保護の開始若しくは変更に関すること</li> <li>・生活保護の停止若しくは廃止に関すること</li> <li>・就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関すること</li> <li>・保護に要する費用の返還に関すること</li> <li>・徴収金の徴収に関すること</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーについて&gt;            情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>	<p>生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度である。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関すること</li> <li>・生活保護の申請に係る事実についての審査に関すること</li> <li>・職権による生活保護の開始若しくは変更に関すること</li> <li>・生活保護の停止若しくは廃止に関すること</li> <li>・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び</li> <li>その申請に対する応答に関すること</li> <li>・保護に要する費用の返還に関すること</li> <li>・徴収金の徴収に関すること</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーについて&gt;            情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>	事後	番号法及び主務省令の改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番15)  ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番1)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番15)  ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条  ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番1)
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第2  (情報照会の根拠) 項番26  (情報提供の根拠) 項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2 項番26 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条  <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2 項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉部生活支援室長 澤田 憲生	福祉部生活支援室長
平成31年1月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年7月1日 時点